双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙

 候補者届出書（本人届出）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受理番号　　　　　　番

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　前

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年１０月２０日　　午　　　　　時　　　分受理

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　後

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 候補者 | （ふりがな）氏　　　　名 |  | 性　別 |  |
| 本　　　　　　籍 |  |
| 住　　　　　　所 |  |
| 生年月日 | 明・大・昭・平　　　　　年　　　　　月　　　　　日　　（満　　　　歳） |
| 党　　　　　　派 |  | 職　業 |  |
| 一のウェブサイト等のアドレス |  |
| 選　　　　　　挙 | 令和４年１０月３０日執行　双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙 |
| 添付書類 | １　　供託証明書２　　宣誓書３　　所属党派証明書４　　戸籍の謄本又は抄本 |

　　　上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙選挙長　　　※　　　様

備考　 １　「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載すること。

２　所属党派証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。

３　所属党派の名称が字数２０を越える場合は、字数２０以内の略称を「党派」欄に併せて記載すること。

４　「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

５　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

 双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙

 候補者届出書（推薦届出）

受理番号　　　　　　番

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　前

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年１０月２０日　　午　　　　　時　　　分受理

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　 後

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 候補者 | （ふりがな）氏　　　　名 |  | 性　別 |  |
| 本　　　　　　籍 |  |
| 住　　　　　　所 |  |
| 生年月日 | 明・大・昭・平　　　　　　年　　　　　月　　　　　日　（満　　　　歳） |
| 党　　　　　　派 |  | 職　業 |  |
| 一のウェブサイト等のアドレス |  |
| 選　　　　　　挙 | 令和４年１０月３０日執行　双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙 |
| 添付書類 | １　　候補者推薦届出承諾書２　　選挙人名簿登録証明書３　　供託証明書４　　宣誓書５　　所属党派証明書６　　戸籍の謄本又は抄本 |

上記のとおり推薦届出をします。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　推薦届出者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　　　年　　　　月　　　　日生

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　　　年　　　　月　　　　日生

　　　双葉郡選挙区福島県議会議員補欠選挙選挙長　　※　　　様

備考　 １　「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載すること。

２　所属党派証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。

３　所属党派の名称が字数２０を越える場合は、字数２０以内の略称を「党派」欄に併せて記載すること。

４　「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

５　推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。